

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-151）、MOX燃料加工施設（1-155）」

2. 日時：令和4年8月3日（水） 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、武田安全審査官

日本原燃株式会社 大柿 専務執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括
他25名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー 他1名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子燃料管理グループ 副長 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ 主任

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

・ 令和 4 年 8 月 2 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	はい規制庁ハバサキです録音開始しました。
0:00:09	規制庁の竹田です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:14	本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、昨日、提出があった資料を基にですか、に行うものです。
0:00:25	部長側の出席者ですが、
0:00:29	規制庁側出席者ですが本庁側からはハバサキ、WEBからは、コサクタケダが集積しております。次、すみません本庁がツガネもう今、きました。
0:00:44	はい、ありがとうございます。
0:00:46	それで日本原燃の方から出席者の紹介をお願いいたします。
0:00:51	はい。4番目の仲間でございます。
0:00:54	日本連盟側の参加者を紹介いたします。
0:00:58	オオガキ。
0:01:00	ムラヤマ。
0:01:01	タカマツ。小口。
0:01:04	衛藤。
0:01:05	石原。
0:01:06	カサモ。
0:01:08	ヤマダ。
0:01:10	キクチ。
0:01:11	カシワザキ。
0:01:13	ヒロタニ。
0:01:14	ミヤモト。
0:01:16	他の指針。
0:01:17	g r a s s へ
0:01:19	ヤマモト。
0:01:21	サーバーは、心のキクチ。
0:01:24	カワムラン。
0:01:26	サトウ。
0:01:28	オオハシ。
0:01:29	それぐらいは、
0:01:30	鶴さんの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:31	次は可児呉。
0:01:34	赤羽。以上となります。
0:01:44	規制庁竹田です。ありがとうございます。
0:01:47	それではですね、今打ち出していただいている順番にですね、こちらから確認事項について、お伝えしたいと思います。
0:01:59	まず地震 00-02 につきまして規制庁側からコメントありましたらお願いします。
0:02:09	はい。規制庁濱崎です。
0:02:13	地震 0002 別紙 1 の方から、ということでコメントします。
0:02:19	まず、資料の 38 ページ。
0:02:23	青字のところが今回修正分ということでこれ前回の指摘を受けて、木野一井に関する
0:02:34	等、記述が追加されているというふうに理解していますが、
0:02:38	前回こちらからの指摘としては、一応機能全般一通り上げた上で、構造強度の確保等の展開についての
0:02:49	記述を求めたというふうに理解してます。
0:02:53	それで、同じ資料について、55 ページですね
0:03:00	同じ項目の許容限界のところポチのところ、2、
0:03:05	若干
0:03:08	具体的には 59 ページですけども、閉じ込め機能云々という記載が追加されたように思うんですけども、
0:03:16	これが一通り冬季の全般を挙げて構造強度の確保等の展開という記載に、これで十分というふうに考えられるんでしょうかちょっとこちらとしては足りないように思うんですが、いかがでしょうか。
0:03:34	ちょっと日本語の 1 様です。
0:03:37	38 ページの機能について、
0:03:40	全部書き出してっていうのをちょっと、私コメントの理解が不足していて、特徴的な機能で置いて結んでました。この 38 ページの記載としましては、
0:03:52	すべての機能を出すとすれば、ちょっと別の資料になるんですけど、耐震建物 30、これも 8 月 2 日に、
0:04:01	提出させていただいた、新建物 30 アール吉井タテウチ 38 学校、
0:04:07	と。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:08	ただし、それからこれ今回B Cクラスまで追加して、ちょっと修正してまして、このから2列目に、
0:04:16	衛藤9名称を入れていってますんで、この機能名称を、
0:04:22	地震0002の、先ほどコメントいただいた18ページの柱書きのところに、
0:04:30	機能もすべて書き出して、
0:04:32	その特性に応じて、
0:04:35	機能が維持できる設計とすると、設計の
0:04:38	延伸としてここに記載して、そのあと、
0:04:42	50、
0:04:47	57ページについてはここがDBの建物構築物、機器配管。
0:04:54	SAの前後に構築物機器配管で、耐震設計として特徴的な機能を目指して添付書類とつなげるところになりますんで、
0:05:04	特徴として説明をする。
0:05:07	機能をここに書き出して、それとつなげるということに、
0:05:12	したいと思います最初の38ページの機能も特徴的な機能だけを修正を、これは申し訳ないす
0:05:21	スパイスの担当者は全部書いてたんですけど、
0:05:24	私がちょっとそこに全部書くのは、
0:05:28	逆にわかりにくいってコメントしてけさしてしまったのが、これ。
0:05:31	最初に38ページは全部かけ書き出して、そのあとの、
0:05:36	57ページ59ページ60ページ60日工事は、
0:05:40	耐震設計上、
0:05:42	特徴がある機能を書き出して、結果的に構造強度だけになるかもしれませんが、説明を添付書類でしっかりした上で、
0:05:50	新設計としての、
0:05:53	経産省の内容がこれで妥当と判断できるような、つなげたいと思います。
0:05:59	以上です。
0:06:00	はい。規制庁浜崎です。今、田尾さん言われた通りでしてですねこちらから前回、意図としましては、耐震建物30については先ほどもありましたように表の2で、
0:06:15	右側、2列目ですか、網羅的にですね、機能名称という形でまとめ記載されていると、いうことは理解してますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:25	これと、これとといいますかこの内容について、38 ページ目以降に記載を するということで、今加藤さんの方で藤北井言われたような、
0:06:39	記載の拡充といいますかですね記載の方ををお願いしたいということ です。あと、必要に必要な箇所に関してはですね点プーの後経産省の方 ですね耐震計算書等についてもですね、
0:06:54	その旨の記載というものをしてもらいたいというふうに考えますがよろ しいでしょうか。
0:07:03	峯笠間です。はい、了解しました。それと 38 ページの記載は、
0:07:08	私のコメントがちょっと理解不足でまことになってしまっていてまして申し 訳ありませんでした。
0:07:15	はい、志知浜崎です。対応の方お願いします。
0:07:19	それからですね、ちょっとこれは前回の話ではないんですけども、若 干記載の記載ぶりについて確認したいところがあります。
0:07:32	で、
0:07:35	1 点別紙 1 のですね、ごめんなさい別紙 1 の、まず 32 ページ。
0:07:41	ノーですね、一番下のパラグラフ、
0:07:44	アンダーラインしてある満額、真ん中ほどのところにですね
0:07:50	1 方向及び鉛直方向、水平兆候及びちょ購読組み合わせた既往の耐震計 算って書いてあるんですけど、
0:07:59	これ
0:08:01	発電の
0:08:03	先行の技術も変わってるんですけど、ここで言う記述って、章夫ごめん なさい、企業っていうのは、今回、ボックス場合ですと、
0:08:13	どういう位置付けになるでしょう建設時のということになるんでしょ うか。
0:08:29	少々お待ちください。
0:09:45	はい日本原燃伊藤です。
0:09:48	こちらに書かれてる、水平 2 方向の話のところでは既往の方法と書いてお りますけれども、
0:09:55	こちらについては従来は水平 2 方向の考慮をしてなくて、水平 1 方向と 鉛直方向について組み合わせていたといったことで、そういった意味で 起用という書き方をしております。
0:10:11	規制庁ハバサキですがこれ、そういうことで施工の方も同じ記述になっ てるんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:20	これあくまでも今回の耐震計算書等で扱っている1億鉛直の組み合わせに対して、
0:10:29	新規制基準で専用プラス鉛直の影響という形で検討した結果その影響が考えられるというのが本来の姿だと思うんですが、
0:10:41	その場合にこれ、企業ってのは本当に必要なかどうかで、今伊藤さんの説明の通りでしたら、
0:10:48	もう少しこれ企業の解釈がいろんな解釈になってしまうんで、通そ、まあ、もう少し詳しく説明する。
0:10:57	どちらか。
0:10:58	要はその企業だけではすみません、古作です。はい。今の場所はその上に起用が書いてあって、うん。表現ぶりがいいとは思わないですけど、実用炉で書いてあって、
0:11:11	直前に、この定義的に書いてあるので、読めるんじゃないかなと思いますけどね。
0:11:19	うん。
0:11:23	等、誤解といいますか、そういう、ある程度特定できるんでしたらそれはそれで結構ですので、わかりました
0:11:33	今の調査官の解釈で私も理解はできるということで判断しました。はい、わかりました。
0:11:41	このままということで理解しました。
0:11:45	ちょっとあと2ヶ所ほど確認したいんですけども、33ページの真ん中のパラグラフです。
0:11:56	建物構築物の地震。
0:11:58	大戸樫本君のところの、アンダーラインがしてあるところで、必要に応じ、
0:12:05	2次元FEM解析、または1次元って書いてありますが、これ、必要に応じってというのは必要なんでしょうか。
0:12:20	はい、2年トガシでございますちょっとこの部分の記載としましては、物の構築物の建物であったり構築物っていったところでちょっと違いが生じて参るときがありますので、その部分での使い分けが生じる場合があるというところで今必要に応じというような形の方で、
0:12:38	記載の方をさしていただいているところでございます。
0:12:41	はい。支店長浜崎です。許可或いは施工の方でも記載してるんですね、ここでの使い方の意味については、今富樫さんの説明で理解しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:54	はい、わかりました。
0:12:56	もう 1 点、3、ごめんなさい 44 ページ。
0:13:02	両括弧、口の項目です。
0:13:07	家族の線のところで下から 3 行目、2 行目なのかな。
0:13:14	基準地震動 S s 以外の地震動による地震力または静的尽力と組み合わせるといふふうに書いてありますこれ、例えば先方なんかですと、S D っていうのは限定されるんですけども、
0:13:26	今回、S S
0:13:30	S S 以外のといふふうに記載されてますけどもこれ具体的には、
0:13:36	どういう状況になるのでしょうか。
0:13:46	排尿タカハシでございますこちらの方としましては、S D が該当しているものといふふうに考えております。
0:13:55	規制庁ハバサキです。
0:13:57	そうすると先行炉と同じように、S 米とか
0:14:02	では何か支障があるのでしょうか。
0:14:20	少々お待ちください。
0:14:30	はい。私がございますこちらの方としましては S E を指しているという部分でございますので、どんどん違いが生じる。
0:14:39	記載するものでもないと思いますので S D の方を記載させていただくという形の方で修正させていただきます。
0:14:47	はい。規制庁浜崎です。
0:14:51	すべて問題ないということを確認の上ですね、S D で
0:14:56	という記載でよければ、そのような記載の方がわかりやすいと思いますので対応の方をお願いします。
0:15:04	と。
0:15:05	一応、別添
0:15:07	1、ごめんなさい、別紙 1 に関しては、私からは以上です。
0:15:12	岡技師長の方からあればお願いします。
0:15:21	で、規制庁の竹田です。
0:15:24	1 点、
0:15:27	確認なんですけれど、93 ページの重大事故と対象設備の設備分類のところで、確認なんですけれど、
0:15:38	これ、
0:15:40	第 1 と第 2 の貯水槽についての表があるんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:47	この貯水槽については常設耐震重要にするという話も、
0:15:54	多様な気がするんですけど、ちょっとす、前回のやりとり、どういう結論に行き着いたかと思い出していないんですけど、これって何か現状の方で整理をするということで持ち帰られたような気がしているんですけど。
0:16:09	いかがでしょうか。
0:16:11	はい。日本原燃石田でございます前回の貯水槽の話はまず1点は、最初については、従前代替するDB側の機能給水設備としてそれによって耐震Cクラスの代替ということで常設
0:16:29	常設重要重大事故等対処、耐震重要常設重大事故大切にしていなかったんですけど、やはり対象とするDBがおかしいという話もあって、
0:16:40	安全冷却水系の代替だということにするという整理をするということで、最初としては、大体、機能との関係を踏まえると、
0:16:51	以深重要10台常設重大事故等対処設備にエントリーしますという説明をしました。確かにもう1個の宿題としては、ボックスがそれを共用するので、最初はそうしたという時に光子数の機能としては、
0:17:07	Bの機能の代替はまずなくて、バーになった上で、
0:17:12	了解事項特Aの内容として、直接を確保しますということで殊、常設
0:17:20	新城常設重大事故等対処設備以外の設備にしていますけど、経営すると考えたときに同じくらい低減するかどうかというのは確かに宿題を持ってました。CNOとであったり、機能上の要求事項を要求のクライテリアを考えると、
0:17:37	現状のままで変える必要はないんじゃないかというのが下、今、示している内容になります。以上です。
0:17:50	規制庁コサクです。知念のため確認ですけど、
0:17:54	実用炉の方ってか可搬型設備の保管庫ってどういう耐震設計なんていうんですかね。
0:18:06	日本原燃の谷口です。もともとそのSA設備に対して耐震クラスで設定されなかったのが、特段そういったものを設定してないと思ってます。屋外の裸で置いてるとかあとテントみたいなところに置いてるみたいなものもありますので、
0:18:22	特段何か設定したというのは、ちょっとすみません、記憶がないです。
0:18:26	日本原燃、浅尾です。宴会でコンクリートの保管庫作ってます。それはS s機能維持で設計していて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:36	プラスとしての設定はCクラスで、
0:18:39	してます。
0:18:43	わかりましたすごいですねCクラスとして機能S s機能維持、
0:18:49	そうですね、S s機能維持を、
0:18:53	確実にするっていうところで、
0:18:57	話をしたかと思うんで、
0:19:00	明日あれですねここもだからシートだけ言うとちょっとあれだけどって いうことだとは思いますが、その関係でどうなっ。
0:19:10	てるか、説明できますか。
0:19:18	はい。日本原燃谷口ですちょっと先ほどの話で補足をさせていただくと、DBとしての機能になっているもので、SA設備として兼用で使う みたいなやつはその強い括弧S sみたいなのが存在しました。
0:19:32	浄水にSNしか使わないやつは、もうそもそものクラス設定がないの で、クラスカッコSSっていう設備もいましたんで設定として、
0:19:45	デービーの要求に合わせて、SAZABYらしいだっっていうのが決まり ますんでそれを書いた上で、追加で機能維持の要求があれば、それを書 くっていうことなのかなと思いました。
0:19:57	この表の表現でいくと、多分そこって今、そのDBの、
0:20:02	これはその設定を書くっていう表にしてあると思いますんで、何かそう いうので、Cと書いてあるのかなと思いました。
0:20:11	昨日ちょっとあの、
0:20:13	私自身は資料熟読しなくて申し訳ないんですけど、この部分でその括弧 SSっていうのはどういうふうになってるんですか。
0:20:40	挙手お持ちください。
0:22:31	すいませんお待たせしました。別紙1でいくと、94分の87とかにま ず、
0:22:43	ちょっと対象もちょっと私も経営に説明しないでグローブボックスがい て、
0:22:50	括弧Sになっていて、右ていただくと、S sと、設置場所燃料加工建屋 でSと。
0:22:58	いう書き方になる。で、S s
0:23:02	を期待する場合はこういう形で記載をされると。
0:23:07	思います思いますって言い方で恐縮ですちょっとそこも含めて、同じよ うな、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	ことで読めるように、
0:23:14	するかということですかね。そういったことを、
0:23:20	期待していますということがわかるように、再処理の方で書く書き方も見ながら、最終的に重大事故等対処設備としての期待する。
0:23:31	振動なりが、と同じであるということがわかるように、整理をして記載をすることかなと思いますので、ちょっとそこを工夫したいと思います以上です。
0:23:45	はい。補足です。
0:23:47	特にこの保管庫の話だと、
0:23:52	公水法なりなんなりというようなことだと思うんですけどそれって、D Bというよりは最後の砦ってことであって、
0:24:03	S Aの要員を地震とってってというようなことからすると、
0:24:12	一般論として重大事故糖代謝はS s機能維持というところがあるのか。
0:24:19	何かそのままCクラスですみたいな。
0:24:22	ていうのが非常に理解が取れない。
0:24:25	いうところだと思います。
0:24:28	そういう点でS s機能維持の話が出てくるんだろうなと思います。整理をしていただければ、
0:24:35	いうところですよ。あと先ほど
0:24:39	ハバサキの方からあった点で、何でしたっけ江藤S D。
0:24:47	S s以外をS Dにということなんですけどちょっと私、理解できなくて、
0:24:56	言われてったのは44ページのR AWD、SクラスBクラスCクラスのってなっていてですね。
0:25:06	これ建物なんですけど、機器の方はで見ると、次のページにSクラスBクラスCクラスというはで分けて書いてあって、
0:25:16	Bクラスのところに共振影響検討用地震動というのがあると。
0:25:23	言う古藤なんですけど、
0:25:27	これは、その建屋には関係ないっていいんですね。
0:25:34	有村トガシございます。建物自体としては、共振するものというか、その与えるものっていう形になってきますので、その中に保有されている機器ってのがイトウされるといったところで、
0:25:48	企業の1人として2分の1S Dの話を記載しているという認識であります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:54	規制庁コサクですいません私がわかっておらず申し訳ないんですけど。
0:25:59	今の説明は建屋には関係ないという説明でいいですか。
0:26:05	日本ではございます説明が悪くて申し上げます、関係ないものとして取り扱ってございます。
0:26:11	わかりました。いや、何でかっていうと、
0:26:15	原燃ワーよく考えておられる方々なので、S s以外と言われた時には複数あるもんだと。
0:26:23	いうふうに思ってしまう、
0:26:25	それをもって思いたくなくなってしまうんですけど、
0:26:30	本当にないんであればいいんですけどっていうことでした。
0:26:35	ついでに確認すると、一関東っていうのは、基準地震動S sなり何なりには含まないということだと思んですが、そこはここには関係ないと思っていいですか。
0:26:50	はい。日本原燃富樫でございます現状我々の整理としましては、この北井とは切り離れたところで一ノ瀬吉井といったところを考えているところでございます。
0:27:01	規制庁加来です。わかりました。
0:27:12	規制庁ハバサキです
0:27:14	今古作調査官の方から話があった44ページ先ほど戸松さんの方で、S Dという話があったんですけども、確かに先行炉ですと、その荷重組み合わせのときに、エステー以外の波を使う場合もなきにしもあらずなんで、
0:27:30	S s以外っていうので、間違っはいいんですけども、これ本当にすべていいのか、ステージよければ、S Dと書いた方がいいというのがこちらの主張ですのでですね、ちょっとそれを十分確認の上ですね、適切な記載の方をしてください。
0:27:47	よろしいでしょうか。
0:27:52	はい伊奈土橋でございますちょっと関係者とも確認した上で現状の記載が、僕はより適正だといったところであれば現状の記載ともう、以外といったところで他の何もあるといったところの含みを残さして、
0:28:06	長く、
0:28:08	少し考えながら関係者と調整したいというふうに思います。
0:28:11	規制庁コサクです

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:13	S D以外があればこの記載でもいいんですけど、それ、そういうのがあ るっていう事実関係とかをちゃんとこちらに、
0:28:21	説明をするようにしてください。
0:28:27	はい。泉トガシでございますそちらの方確認した上でご連絡させていただ きます。
0:28:46	規制庁の竹田です。
0:28:48	93 ページの先ほどの貯水槽のお話も大体さっき伺ったことは理解できた んですけれども、
0:28:57	ちょっとそれに関連するところですね、この第 1 弾に貯水槽の、
0:29:05	設置がされている第 1 保管庫貯水所台場この貯水量なんですけれど、こ れっていうのは 27 条の地震については対象になるということで、
0:29:19	共通の 08 ですかねそれも整理されてるんですけれど、26 条の地盤の方 には、丸がついていないんですけれど、これでどういう整理で丸ついて ないんですか。
0:29:51	はい、弓削西田でございます。
0:29:55	マルチの考え方
0:29:57	2 番の方にマルを付ける対象は、先ほどあった新重要常設重大事故等対 象施設に対して、その設置する地盤との関係で丸をつけていてそれ以外 になったときには対象としないというのが
0:30:12	今のイチケンの考え方でございます他の S S に対してということ、保管 庫といったときの建物としての
0:30:22	考え方では、今、27 条での整理、先ほど宿題になりました整理であつた り、あと三条側での要求事項であつたり過半保管する建物としての要求 であつたりということを踏まえた上で、
0:30:37	丸付けを今後整理をして牛切に反映をするということでやらせていただ ければと思います。以上です。
0:30:47	はい。本部長規制庁の竹田です。今後、そういった整理がされた上での このお預けにも反映されると伺いました。ありがとうございます。
0:30:58	私からの別紙 1 につきましては以上です。
0:31:02	その他、規制庁側から別紙 1、何かございますでしょうか。
0:31:09	よろしいでしょうか。
0:31:13	それでは別紙 1 のところで、あ、すいません、規制庁コサクですねのた めですけど、別紙 1 の範疇で、
0:31:21	地下水排水設備での考慮ってどうな。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:25	てるのかって説明いただいてもいい。
0:31:32	日本原燃伊藤です。
0:31:34	別紙1の、ちょっと少々お待ちください。
0:32:19	すいません日本原燃伊藤です。地下水排水設備で記載項目を反映したところですが、
0:32:29	今週ページ34ページになります。
0:32:33	こちらで動的解析法建物構築物同定解析法のところで、設計用地盤定数の設定にあたっては、地下水の低下を見込むといったことの記載をしております。
0:32:49	その他35ページにつきましても、最後の動的解析のところで、
0:32:55	地下水の低下、コサクです。そこら辺で考慮するっていうところはいいんですけど、地下水排水設備の設計としてどう考えるかっていうところだけで結構です。
0:33:07	わかりました。ちょっと資料確認します少々お待ちください。
0:33:27	はい日本原燃伊藤です。地下水排水設備の設計の考慮につきましては65ページ、見ていただけますでしょうか。
0:33:42	65ページです。
0:33:47	こちらの方になっております。
0:33:50	前回ですと、MOXで、可搬型の
0:33:56	非常用電源設備を使うような記載をしてたんですけども、MOXにつきましては非常用電源設備からの給電、こちらだけになりますので、そういった修正しております。
0:34:07	ちょっと決算だけなので他方での変更点がちょっと今回見られないんですけども、そういった点の修正をさせていただきます。
0:34:18	三宅笠間ですあと可搬の地下水排水については1.2S s側の、
0:34:24	資料に記載するようにしてます。
0:34:33	はい。
0:34:35	コサクですわかりました。ここの部分で、設置機器の設置機器の明示ワ
0:34:44	仕様表で、実用炉との比較でいうと、仕様については、原燃は仕様表の方に書くのと。
0:34:53	ということで外して、機器名は書いてるんですけど機器面を使用表があればそんなに書かなくてもとは思いつつ
0:35:06	関連性を持たせるっていうことで書いていると思えばいいですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:11	はい。日本原燃車でございますはい仕様自体は仕様表でという展開にしています。あと欠勤はですねやはり何も書かなくてもって打ち合わせ排水設備で要は足りると思いつながら、
0:35:22	後で出てくる仕様表とのリンクがうまくとれるということが必要かなと思ひまして、代表的な機器、まさしく資料に出てくるような機器を書かせていただいて等をかけたということでございます以上です。
0:35:35	はい、わかりました。その上で
0:35:38	菅案なんだろう、この目的に対してということ
0:35:44	耐震設計について記載されている。
0:35:47	す。
0:35:49	連携、
0:35:50	関係についても非常用電源ということで、同じく、S s 2、対応できている。
0:35:58	いうことを表現しているということで理解をしましたが、それ以外のす、外部衝撃とかですね、いったところでの設計要件っていうのはどういふふうに拾われてると思えばいいんでしょうか。
0:36:22	はい。日本原燃石原でございます。現状、
0:36:28	建物、建物付随設備ということで建物が今、堅固対象設備を立てた時に就労して防護するといった一環で、対象としては見ているということで、
0:36:42	名称として今の更新とかで特出ししているわけではないです。以上です。
0:36:50	大枠は安全機能を有する施設ではあるということだと思うんですけど、
0:36:57	安重にはしてないですね。
0:37:00	はい、乳井西田でござる配しておりません。
0:37:04	規制庁コサクですそうすると一線源としては、宙に浮いてて、大枠で言うと代替措置等でもカバーできるような表現になってると思うんですけど。
0:37:18	ここの部分はどうかだっているのはどこかで明確にした方がいいかなと。
0:37:23	出まして、
0:37:24	それをどこにしましょうか。
0:37:33	日本原燃石原でございます。確かに今、安重にしてませんので、
0:37:42	防護対象以外の施設はとって各外部衝撃でもう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:48	代替措置もしくは企業維持するかまたは代替措置によって、安全機能に影響ない期間で補修するということが機能を損なわない設計としますと言っていますと今言われてるのはこれ出てくる東條常務とのリンクという意味ですかね。
0:38:02	これがその必要な過去機能が確保できるということが担保されるような記載をどこかに、次なるものを書かないとってということですかね。
0:38:10	今別紙1で話し合ってるから申し訳ないんですけど、
0:38:17	必ずしも別紙1のその方針でなくても方針はその大枠の中で読んで具体的には、これはどういうふうな関連でっていうのは添付でいいんですけど、
0:38:30	で、またさらに2、地下水排水設備の申請会で明示添付であれば明示すればいいという部分もあってですね。
0:38:37	今回の
0:38:39	対応じゃなくてもいいかもしれないなと思いつつ、せっかくなので、この扱いの体系っていうのは確認しておきたいなということで質問しました。
0:38:54	今の関係からする等、有能健全性説明書、ぶら下がりで、
0:39:02	その中で、
0:39:07	安全機能有する施設のうちの、この部分はこうですっていうところに書いていただいてもいいですし、
0:39:17	耐震設計の一部ということで第
0:39:21	でもそれもちょっと厳しいですかね。
0:39:24	持つ、耐震説明書だとちょっと厳しいのかなと今言いかげながら思いましたけど、
0:39:30	実際にどうすんのっていうのを
0:39:34	この方針を踏まえて、地震についてはこれで説明ついてますけど、他の機能維持についてどうするんだということで場所的にはその建屋内ではないんで、
0:39:45	その点でも、止水性の話だとかですね、いうところももう少し、
0:39:52	添付ではちゃんと説明いただく必要があるかなというふうに思うんですけどいかがですか。
0:39:58	はい。宮城西田でございます。はい。おっしゃってることは理解しました地下水排水設備に対する、いわゆる浸水防護であったり溢水関係の設備として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:11	設計方針を述べているようなものつい、同じような分ものを、うちの申請書でいうどの添付でそれをチェックするのかという整理だと思いますけど確かに場所としては、
0:40:25	安全機能有する施設の健全性説明書で受けて、展開をするというどういうことを考慮するのか、それに対してどういう設計をするのかっていうところを、
0:40:35	受けるかなと。それ自体は、今、薬と3回に出しますんで3回そういうことをちゃんと宣言しますということ、次回で示す内容として、飛ばしておく。
0:40:48	ということかなと思いました。以上です。
0:40:52	はい、規制庁コサクです何分機器登録ではなくて、建物構築物内での登録ということで、失念しがちなあ整理だと思いますので忘れずに対応するような、
0:41:09	管理をする、できるようにしといていただければと思います。よろしくお願いします。
0:41:13	はい。日本原燃志田でございます承知いたしました。
0:41:21	規制庁竹野ですその他別紙1で確認ございますでしょうか。
0:41:30	それでは一旦別室で区切りまして、ここで日本原燃から修正方針について説明をお願いします。
0:41:38	はい、日本原燃伊藤です。
0:41:40	別紙1に関係してですけれども、SD以外の記載というところで地震動の話がありましたけれども、
0:41:52	こちらの方については
0:41:54	SDだといったことで、その方の修正を行いたいと思います。
0:41:59	あとは、貯水槽のところ、
0:42:07	MACCSとしての整理をCクラスで打ったことになるんですけども、Ssの評価を行うといったことの記載がわかるように、そちらの方は修正したいと思います。
0:42:18	あと、最後、地下水排水設備について、耐震設計以外の
0:42:27	設計の方針ですね、そちらについても、
0:42:30	戸部を読めるように
0:42:34	記載をすると、条文になるかもしれませんがそれはちゃんとフォローするような形で、記載の方を見直すといったことを行いたいと思います。以上になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:46	日本原燃笠間です。
0:42:48	機能維持は、多分私に修正しろということで、私からしゃべるとのことだと思いますので、
0:42:53	当期の時の、
0:42:55	もう1回の記載のところで、安全機能の書き出しが足りなかったのをごをすべて記載した上で、機能維持する設計と書いて、
0:43:03	こいつのDBの建物、機器、SA時建物機器で、
0:43:08	必要な機能を書き出す形で修正させていただきます。
0:43:19	規制庁竹田です。ありがとうございます。今も詰めについてコメントございますでしょうか。
0:43:27	はい。よろしいでしょうか。
0:43:30	それであれば、C1以降について規制庁側から確認あればお願いします。
0:43:44	はい。規制庁ハバサキです。そしたらほかはないようでしたら
0:43:49	日野4-15の方にちょっと飛びますけれども、
0:43:53	耐震計算書ですね建屋の
0:43:58	資料でいうと114546ページ。
0:44:04	あと、同様にですね、1154、55ページです。
0:44:11	今回ですね許容限界の表が大幅に書き名を変更されてます。前回の資料と比べてですね、
0:44:21	ちょっとこの変更した経緯といいますか考え方について説明をお願いします。
0:44:37	日本原燃のオガセでございます。こちらにつきましては機能維持の方の方針のところでございますけれども、例えば建屋に求められる要求機能あれですかね施設として出てくる要求機能というものが出てきて、
0:44:50	それを確認する手段は確認事項といたしまして構造強度がそれにぶら下がるというような形で、広い時の方針並びに耐震建物30のところ、各機能つぶさにそういうふうに整理をしたところでございます。
0:45:02	なりますと建物の耐震計算書として、確認することといいますと、建物に求められる要求機能とそれにぶら下がる構造強度を有することの確認はこの耐震計算書での確認事項ということになりますので、
0:45:15	それを確認する位置付けでこの2列目のところに構造強度を有することで、機能を確認するところを記載させていただいた次第でございます。そういった意味で今回の直というのはそちら側の構造機能維持の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	基本方針と合わせるような形で整合をとるように修正をしたというところ でございます、
0:45:31	これと同じように 1.2 節のほうの耐震計算書も同様の直しをしていると いうのが今回の修正の趣旨になります。以上です。
0:45:39	はい。規制庁浜崎です今の岡さんの説明はある意味、理解ができたんで すけれども、
0:45:46	例えば 1145 ページの構造強度を有する古藤のところ、前回までは S s に対して重要区域の壁であったり、耐震駅というものを部位として挙 がってたんですが、今回
0:46:01	二つの重要区域の壁と足し引きに関しては、記載がなくなってるんです けども、
0:46:09	それをなくした理由について説明してください。
0:46:15	日本原燃のオガセでございます。
0:46:18	石井と違っていたら申し訳ありませんこちらの今画面に映している表の 下二つのところが重要区域の壁と耐震駅ということになっておりまし て、上の基礎地盤とか構造物全体を合わせて、各部について構造強度を 有することを確認するというところの考え方については前回から変わっ ていないところでございます。
0:46:37	ただ、一方で、この重要区域の壁と耐震駅のこの構造強度を有すること の確認というのは、要求機能である閉じ込め機能、また支持機能という ところを確認するために構造強度を有するというところの、
0:46:49	お金ているという意味でこういった表現表にさせていただきまして、機 能と構造強度を有すること多く両方にかかるような形で重要区域の壁と 耐震費が登場するような形の表にしてございます。以上です。
0:47:02	規制庁浜崎です。ちょっと今の説明で混乱したんですけれども、まず、 下のとじ込み機能と支持機能のところに関しては、
0:47:15	機能設計上の確認事項という点、記載のところが
0:47:19	修正されているんで、ここに網羅をされちゃってるってことなんですか ね要はですね今記載されて提示されている表でいうと、
0:47:30	上二つの行ですね構造強度を有する古藤のところに前回までは耐震駅等 重要区域の壁がありましたんで、床いう機能がバーで構造強度を有する こと、これ従来の
0:47:45	炉でもそうだったと思うんですけども、そういう表記が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:49	構造強度を有するところにあったと、受益のかねないんですけど耐震駅があったんで、こちらからのコメントで、前回の資料には追加されてましたが、今回抜けています。
0:48:03	今、大賀さんの話は下の取り組みとか支持機能のところを含むように、何か説明が聞こえたんですけども、
0:48:14	そこはちょっともう少し正確に説明してもらっていいですか。
0:48:20	日本原燃の村瀬でございます。今ハバサキさんがおっしゃいました通り、この重要区域の壁と耐震平均につきましては下の方に含むという形で、今回資料名表の方は作り直しました。
0:48:32	ただ趣旨としては前回とあまり変えてるつもりはなくてですね構造強度を有することの確認というのは、この表全体の4行うち基礎地盤の構造物全体、
0:48:42	重要区域の中で耐震ひずみに対しても確認するというようなところの位置付けは、前回から変わっていないところでございます。あくまでその構造強度の確認をもって、何の機能を確認していることになりますかというところの、表示の方針との連続性というところで、ちょっと構造強度んとひもづく要求機能というものを同じ業務の中に入れたというそういったような、
0:49:02	趣旨で修正をしているものでございます。
0:49:05	規制庁浜崎です。ある意味説明としてはわかりました
0:49:14	上にあってもいいかなという気もしなくもないんですけども、そこをあえて構造共同を工夫することという、同じ確認事項。
0:49:26	という位置付けでた新駅と、10区域の方はもう下の、
0:49:31	閉じ込め機能と支持機能との確認で確認できる話ですよということにしますということ。
0:49:40	と受け取ったんですけど、ちょ、
0:49:42	ちょっと待ってください。ちょっとな。
0:49:46	規制庁コサクです。ちょっとあの、ハバサキさん今頭の整理をされてるところだと思うんですけど、前回の資料を私覚えてないので、確認ですけど、その
0:49:57	重要区域の壁耐震へきと言っているのが、
0:50:01	上の構造強度を有すること等の判断において、許容限界って何だったのかと。
0:50:08	言う古藤なんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:12	それはどんな感じだったんですか。
0:50:30	コサクです。もう、現在の方から、前回との変更点で前回こうでしたと かって言ってもらってるんですか。
0:50:37	はい。日本でトガシでございます先ほどの部分の構造強度を有するところ に関しましては、地震力として同じS sといったところがございまして、 重要区域でその際の許容限界としましては、今記載させていただいて る部分のひずみ、2000 マイクロといったところが今日限界として、
0:50:55	記載の方さしていただいていたところでございます。
0:50:58	規制庁コサクですってということは、上の枠と下の閉じ込め指示というの で、
0:51:05	同じ、同じものって言うと語弊があるかもしれないですけど、それぞれ 書いてあったのを、下の方にまとめたっていうふうに原理は対応したっ てことですかね。
0:51:16	はい。日本インター大橋でございます岡崎さんが今おっしゃられた通り でございます機能要求といったところでの整理の位置付けと合わせ て、その部分として許容限界と一緒にのものにつきましては、構造強度を 確認するということをもって組織地域でも確認できるといったところで まとめさせて記載させていただいたといったところが、
0:51:36	今回修正させていただいたところの、私ども考えてございます。
0:51:40	はい。規制直属ですやったことはわかりましたけど、この一番左の要求 機能って何なんだっていう気がしていて、
0:51:49	ある意味、一番上は耐震設計としてのよ。
0:51:54	要求、その下は事故名の要求に対応した設計から、
0:52:02	入り込んできた概念。
0:52:04	一番下の支持機能はそれ以外の機能も含めて、機器側から要求される概 念と、
0:52:12	ということだと思うんですけど。
0:52:15	それをまぜてしまったらここ要求機能を書く意味が何か、
0:52:20	おかしくなりませんかね。
0:52:29	三宅西田でございますちょっと我々がやったことがうまくなかったかも しれませんおっしゃっていただきたいもともと構造強度を耐震としても ともと見なきゃいけないものに、
0:52:40	三つの項目を挙げていて、それとは別に、規模との関係を整理したとき に、とじ込み機能を見ると、に対する、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:50	機能を維持するために必要なこういうのは何だといったときに結局は構造強度を維持することだとなって、兼田結果一緒であれば同じバックにすればいいだろうということをやったんですけど、
0:53:01	そうすると耐震としてそもそも見なきゃいけないベースのものが変わっている、減っているかのようにも見えてしまうので、そこをちゃんと書き分けて、構造強度を有するという耐震あるそもそも見るものが四つ枠があって、
0:53:17	それに加えて、閉じ込めという観点で見たときにも上で構造強度で十分これが機能維持ができますということを書いて、
0:53:27	地上に支持機能と容器の維持もあるんだけどこれも結局は、上が言っている耐震で見ていた構造強度を、を維持するということで十分カバーできますというようなことが、そういう関係が見えるように、
0:53:39	することがあったかもしれませんが同じことだからといって合体させてしまったのが、かえってイトウで出したかもしれません。以上です。
0:53:49	はい。規制庁コサクです私が懸念したのはまさにそういうことですので、モシイ合体させたいんだっていうのであればこの要求機能は、
0:54:03	一旦外すのか或いは、少し右側にずらすなりで、耐震以外での、からの要求、
0:54:12	に関連する機能みたいなことで、追加で書いて、
0:54:17	耐震のこの部分の評価でこの機能についての維持っていうのも確認をしていますとわかるように、さレールのかなーされる方がいいかなっていうふうに思いますけども。
0:54:30	はい、弓削西田でございますちょっと私最初から、これ最初からもう一つあったのが、一番右側に他の機能としての有給を足して、この中でカバーできますっていうのを、
0:54:42	見せようかなということで閉じ込め機能のやつが一番右に行く高いも考えたんですけどその方が誤解はないかもしれません。以上です。
0:54:51	はい。補足です。
0:54:53	その各場所はどこでも通用するかなと思いますんで、ハバサキさん。
0:55:01	といった合間に少し埋めるように話しましたが、イメージそんなところで、
0:55:07	懸念事項って払拭できるもんなんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:11	はい。支店長浜崎です。確かに説明を聞けば理解できるんですけども、先行炉の話だとかあと、いろんな現在のですね木戸一井のいろんな説明書を、
0:55:27	見てもですね、まず構造強度を確保するという観点が最初に出てきて、それ以外の要求機能として例えば閉じ込め機能とか、支持機能に関しては、構造強度を、
0:55:41	有することによって、閉じ込め機能を担保できますという、主従関係じゃないんですけども、まずやはり構造強度ありきという流れが、今までの全体の流れだというふうに理解してたんで、ちょっと混乱しました。
0:55:56	で、先ほどの話もあったんですけども、例えば、重要区域の壁と耐震壁に関しては、
0:56:05	その上から、上の二つの行から抜けちゃうと、あれ構造強度を有することの対象から、耐震壁と事業区域の風は最初なくていいのっていうふうに、
0:56:16	読めちゃったんで、まずやはり構造強度を有することの中に、その部位として、重要区域の壁と耐震費っていうのあった上で、
0:56:26	次に閉じ込め機能と支持機能に関しては、その構造強度を有することによって満足するという流れになるんで、それが、ちょっと私従来からの名前に固執してるのかもしれないけども、
0:56:39	先ほど西原さんが言われたようなやり方もあるんですけども、あまりドラスティックに変えるのも、ちょっと、
0:56:48	理解できませんコサクです。別に石原さんの言ってることはドラスティックに変えるわけじゃないので、表現の仕方のだけだからそこは下、資料の作り方は原燃そうですねはい構わなくて、
0:57:02	結局、耐震としての構造強度のときに、重要区域の壁だったり耐震比木ってのがあるよと、そのクライテリアはこうだよということは、誤解のないように示してくれっていうことですよね。そうですねすみません趣旨や今のは、
0:57:16	当時ですので、やはり基本的には構造共同のところは二つ、あった方がいいと思います二つってのは、前の日、フォーマットの指標の方がわかりやすいと思います。
0:57:29	はい。規制庁コサクです。元に戻すでもE C先ほど石原さんの言われたような部分も、S I M M E Rの
0:57:36	誤解のないようにしていただきたいというところで統一ですね、今の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:42	閉じ込め機能の欄でいくと、
0:57:45	閉じ込め機能は重要区域の壁だけで対応しているかのようにも見えるんですけど、天井床もあるし、とかって思うと、何か表現おかしいような気がするんですけど、そこってどうなってます。
0:57:57	日本原燃のオガセでございます。すいませんこのページの表だけをちょっと見てすみませんお話をしていたので申し訳ありません。この表は地震応答解析による評価というところの章になってございまして、今尾崎さんおっしゃってありました床関係のところは応力評価をやって機能維持を確認するところになりますので、
0:58:15	10 ページぐらい後の 3、10 ごめんなさい、30、すいません 1136 ページでしょうか、こちらの方の表で出てくるものになってございます。こちらの方で重要区域の
0:58:26	床というようなところで出ささせていただいてございますので基本的にその評価すべき部位というのは、網羅をしているというところでございます。すいません 1154 ページで申し上げております。
0:58:41	すいません 1155 ページです申し訳ありません。
0:58:50	きちゃう規制庁ですわかりました。
0:58:55	わかりましたが、非常にあれですねいや、散らばっていて、全体として、もれなくやられてるのっていうのが、今の説明のページだけだとわかりにくいんですけど。
0:59:07	何か全体それ示したページとかってあるんですか。
0:59:12	日本原燃オガセし申し訳ありません今のところはいはい各評価にぶら下がる形で書いているので、まとめたものというようなところはちょっとページとしてはないところでございます。
0:59:25	エキセ直属です
0:59:28	一応そのヒアリング資料とかでもいろいろと話をされてということなので、
0:59:35	そういうところで確認が取れてると、とりあえずは思っておきますけど、できればあれですよ、添付書類の中で、
0:59:44	全体が抑えられるといいなというふうな思いはありますが、
0:59:49	先ほどのところのその中心、アスタリスクです注記のところいろいろと床の話もしたりとかっていうのもあったので、
0:59:59	何か
1:00:01	入っているようで、別でとかっていうところも感じたもんですから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:07	今後でも構いませんけど、少し全体像がわかるようにしてもらえればなと。
1:00:14	です。以上です。
1:00:16	日本原燃オガセです。宇津は理解いたしましたちょっと対応方針については考えさせていただきます。以上です。
1:00:26	あれ。
1:00:28	規制庁浜崎です。ちょっと確認です 1154 ページの基礎スラブに関しても、今回 1 本かーんなっちゃってるんですけども、これも前回と同じように構造強度と、
1:00:39	支持機能、分けるということよろしいでしょうか。
1:00:44	日本原燃オガセ先ほどの実施のところと同じ直し考え直しなので、もし前野を後世に戻すとなれば当然こちらと同じように戻すことになりますので、全部統一取れるような形で修正のほうをいたします。以上です。
1:00:57	はい。規制庁浜崎です。お願いします。で、あとは先ほど古作調査官だから話があったその応答解析による許容限界と応力解析による事業展開これ従来の、
1:01:09	書き方がこうなってるんですけども確かに同じような表が分かれてわかりにくいところもあるので、ちょっとそこら辺、記載のわかりやすい記載の方を検討してもらえればというふうに思います。
1:01:24	よろしいでしょうか。
1:01:31	日本原燃オガセでございますご趣旨踏まえてちょっと対応の方考えさせていただきます。以上です。
1:01:39	規制庁日下です。インターンシップ等でちょっと
1:01:44	とりあえずというところと言うと、どっかでサマリーとかですね、いうところで
1:01:50	概要書いて詳細はとかっていうのでそれぞれのところを見れるようにするとか、
1:01:56	というのも一案かなというふうに思います。全体が本体したりすると、またそのわかりにくい部分が出てきちゃう。
1:02:05	遠慮いただければ、以上です。
1:02:07	日本原燃のオガセでございます今小崎さんおっしゃいましたように例えば評価方針の方で、随みたいなところをちょっと総括的に言う、
1:02:15	分が入るとかそういった対応のやり方もあると思いますので、そういったところも含めて、考えたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:28	規制庁のタケダですその他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:02:36	よろしいでしょうか。
1:02:38	それでは別紙1以外のところでということで、こちらからのコメントをお伝えしましたが、修正方針について元年度から説明をお願いします。
1:02:57	はい、日本トガシでございます。今までの耐震計算書のところで議論していただきました部分の構造強度の部分に關しましての表に關しましては機能要求に関する教育委員会の表に關しましては、
1:03:08	基本的に前回の資料のところで構造強度の記載といったところで耐震駅であったり基礎スラブといったところの方の記載のほうを少し見直しするような形の方で修正させていただきます。
1:03:19	その上で、少し今散らばっている部分に關しましては、ちょっと先ほどのコサクさんのご意見も考えながら、どっかで少しサマリー的なところで呼び出しををさしていただいて、
1:03:31	この調べられているところがもう少しわかるような形の方でちょっと修正のほうをかけさせていただきたいというふうに思います以上でございます。
1:03:43	見城竹野です。ありがとうございます。
1:03:45	ちょっと今の説明でコメントございますでしょうか。
1:03:51	よろしいでしょうか。
1:03:53	それでは、地震ゼロで-02の確認は以上とさせていただきます。
1:03:59	続きまして120002ですね。
1:04:04	こちらの資料について規制庁側からコメントありましたらお願いします。
1:04:10	あ、失礼しました。耐震建物、三重の方がいいですね、ちょっと私だけの参事の方から、
1:04:17	確認あればお願いします。
1:04:26	ふうん。
1:04:45	藤井さん、小崎です。
1:04:48	ちょっとこれ、昨日出てきた資料なんです完全に言ってないんですけど一応ですね耐震建物30に關しては、先ほど話が出ました表2のところですね
1:04:59	各機能との対応についてはここに整理されて、
1:05:09	きてますので、先ほど地震の上での話があったようにですね添付や耐震設計等の機能、要求との関係、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:20	についてもですねそちらの方へ記載されるということでしたので、こちらの30についての表示についてはですね一応こちらで確認を
1:05:31	しましたということで結果だけご報告しますちょっとまだそういうことで、完全に精査できたとは言えないんですけども、一応、記載があることは確認しました。
1:05:46	あとですねごめんなさい。規制庁ハバサキですけれども、
1:05:50	耐震建物30-31ページ。
1:05:55	もう散歩323と34の記載のところですけども、
1:06:03	323の機密性次のところだと下から4行目ぐらいのところですかね
1:06:10	耐震駅のせん断ひずみが概ね弾性状態に留まることを基本とするとカーでここに、気密性に関しては床の記載がないんですけど、とか、
1:06:20	あと324の遮へい機能に関しても、これ下に構造強度を確保してというのが下が4行目にあるんですが、床の記載がないんですけども、
1:06:30	この点は、記載がなくていいんですか、或いは気密性、概ね弾性状態がいいんですかという話を前回、先週ヒアリングでしました。
1:06:42	その時に、担当の方がおられないんで、ちょっと回答保留しますということだったんですけど、結局、これ文章変わってないんですけども、
1:06:53	先ほど言った回答こちらからも、
1:06:59	懸念に懸念といいますか気づきに関して回答していただけますでしょうか。
1:07:08	日本原燃窪田でございます。衛藤さん
1:07:12	今回のMOX版の改正の提出ということですのでいけません小児の改正で提出して、ホーム以降まだ修正してありませんが、前回の主旨はご理解してまして実際評価としましては、もちろん機能維持という観点で遮へいですとか、閉じ込め機密、
1:07:28	そういった部位に関しましては床、もう評価部位は当然対象となります。で、先ほどの今の添付書類の方で、床スラブに対しての評価部位として適切に評価するというふうに書かせていただいております、
1:07:41	Bとして適正に考慮はしてございますので、実際やっているものに対して適切に諸協議として見直したいというふうを考えて、
1:07:50	以上です。
1:07:52	はい。規制庁浜崎です。床についても評価をしているということ。ただその、東京限界がですね、壁と床多分違うと思いますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:02	そのあたり、今例えば、気密性の壁だけでも概ね弾性に本当におさめるんですか。
1:08:10	2000 マイクロじゃないんですかというようなこちら懸念を持っていますので、内容を確認して、記載のほうを適切にしてくださいということを前回言いましたのでですね。
1:08:20	これちょっと対応の方、お願いします。
1:08:26	4AでクボタS承知いたしました。
1:08:31	施設浜崎です。私の方から30に関しては、以上です。
1:08:40	規制庁、竹田ですその他大変建物30確認ございますでしょうか。
1:08:46	規制庁コサクです。今言われてたようなこれの32ページなりその前からですかね。
1:08:56	書いてあるところが重要なと思うんですけど、先ほどから話題になったのは、30ページの3ポツ1ポツ1で構造強度上の制限って、
1:09:10	書いてあるところ。
1:09:12	何。
1:09:13	です。
1:09:16	かね。ちょっとここは機器のことが書いてあるからちょっと話がずれるところもありますけど、
1:09:22	一応この枠だと思うんですが、
1:09:25	表現ぶりとかって全体整合をとっててるんですけど。
1:09:32	日本原燃香田でございます。こちらのサンプルの記載に関しましては、現在考えている、
1:09:38	添付3-1-1-8の基本設計方針の記載をそのまま引用した時にもともとこの三重の資料を作ってございました。で、今現在この資料自体を直したございませんが、今先ほどいらっしゃった指針00-02、
1:09:51	この資料の方で別紙4、主、別紙4と修正してございますのでそちらの記載を最終的にはこちら等を合わせる形で、中の方向性したいというふうに考えてございます。
1:10:01	以上です。
1:10:03	はい。規制庁宗ですそれで言うと耐震0002の今の場所ってどこのページだから。
1:10:10	教えていただけます。
1:10:13	日本原燃窪田少々お待ちください。
1:10:49	あと日本原燃カサモです地震0002の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:52	282 ページ。
1:10:56	から機能維持の基本方針として、別紙 4-1 耐震設計の基本方針として記載して記載しているところで、282 ページの
1:11:07	構造強度っていうところから、
1:11:10	書いているんですけど、先ほどの機能維持のところは、
1:11:14	312 ページ。
1:11:28	312 ページに 5 ポツに機能維持っていうタイトルがあって、その次のページから、機能で書き出していってます。
1:11:44	技師長不足です。ここ、湯。
1:11:48	そのページを開くと、構造強度云々っていうのがないんですけどそこはどうなってるんですか。
1:12:06	はい。日本原燃井藤です。312 ページの、次のページから
1:12:13	具体的な内容を記載しております。ちょっと 5 ページがはい、次のページから見ていただきたいと思います。
1:12:23	すいません規制庁コサクです次のページを開いたんですけど、遮へい機能の維持っていきなり来てるけどっていうことだったんですけどそういうことではないんですよ回数の中の構造強度を確保してって言葉になってるってことですか。
1:12:35	はい、日本イシハラでございます構成的にはですね、今、先ほど最初に笠間が言った 282 ページから機能維持の方針基本方針が始まりまして、まず最初に構造強度と、
1:12:47	というのが 5.1 で出てきますこう言って、先ほど浜崎さんと、鳥居があった表で言った、耐震としてまずやらなきゃいけない、構造強度の話をして、
1:12:59	そのあとに義務維持の方針としてこの構造強度で確認できること、いや、何に加えてそれ以外にやるべきことがあるのであればそこにまた企業ごとで書き出していくということで、
1:13:12	それぞれ記載としては 313 ページとか見ていただきますと遮へい機能全部構造強度に基づく構造強度を確保しというので、5.1 とのリンクを取っていると。
1:13:24	いう形になっています。以上です。
1:13:31	はい。規制庁コサクです状況はわかりましただから先ほどのすいません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:40	構造強度上の制限って書いてあるところという意味では制限とかっていう表現ではなくて、
1:13:49	すみません何ページって言いましたっけ、310
1:13:53	2 ページ、313 ページは、3 ページですね遮へい機能とが繋がってる と。はい。
1:14:00	はい麻痺
1:14:02	文章になってますけど、5 ポツ 1 構造強度に基づく構造強度を確保と。
1:14:08	いう、ここの部分がそういう表現になっていて、それで統一がされてると。
1:14:15	で、それ以外のものっていうのが、形状でもこれは、その次の形状及び厚さを確保することで云々っていうのは、構造強度を確保していうところでもう満足するものっていう表現ですかね。
1:14:30	はい、与儀西原でございますはいそういう整理でございます。
1:14:35	はい。
1:14:38	わかりました。で、それで言う等、追加で見なきゃいけないことって何 ってっていうのは、結局どうなったかー。
1:14:49	教えていただけますか。
1:14:54	はい日本原燃伊藤です。
1:14:56	315 ページの方に記載しておりますけれども、
1:15:01	ですね
1:15:04	臨界防止機能の維持といったことで、
1:15:07	ですね臨界防止の記事が要求される設備について、地震時、地震後の構 造強度を確保することと、地震時において発生する変形量を、
1:15:21	制限する必要があるものについてはこれ配慮すると、そういったことを 今回ボックスして、必要だといったことで追加しております。
1:15:31	規制庁高坂です今回追加というよりはその耐震計算だけでは足りない、 考えるべきことということに、
1:15:42	とお聞きしたんですけど、その点だというのでこの文章の中でいうと構 造強度を確保していうのではない。
1:15:50	部分というのではその前のページの動的展開っていうのはそうだと思う んですけどそれ以外はないでしょう。
1:15:57	アポ動的へと 314 ページの投てき現地的、あとは、先ほどの臨界防止、
1:16:07	これは打ち込みか、閉じ込められ取り組みどこでしたっけ。
1:16:13	閉じ込めもそうですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:16	でもこれは閉じ込めのあれですか、規制庁コサクですけど、閉じ込めの第2段落は、
1:16:22	プラスアルファということですか。はい。
1:16:26	ということになりますはい。
1:16:28	はい。岸直速ですわかりました。
1:16:32	で、それらは、
1:16:34	どこで説明されることになるのでしょうか。
1:16:40	動的電氣的は耐震
1:16:43	説明書ですよ。
1:16:45	閉じ込め臨界もそうですか。
1:16:50	はい、乳井者でございます。はい。確井4-8機能維持の基本方針のところそれぞれ受けてますけど同じようにここで、
1:17:00	2段の段落開けて、加えてこれもやりますっていうのはその中で展開をされるといものになります。はい。
1:17:09	はい。起こりました。
1:17:14	既設ハバサキですけども、さっきの月曜の市野大野、気密性が維持。
1:17:21	に関しては、
1:17:25	315ページですか、記載が、
1:17:34	はい、日本イシハラでございます際、315ページの重大事故等対処施設の中、結局、機密性っていうのが、照岸緊対所になりますので緊対所に対する、
1:17:46	対象として、ここに書いていますMOXはということかもしれませんけどはい。
1:17:53	はい。規制庁浜崎です。315ページですと構造共同の確保で書いてあるんですけど、先ほど30番の資料であった概ね弾性の話とか、
1:18:05	ここには記載されていないように思うんですけど。
1:18:10	はい。日本原燃志田でございます。ここもすみませんMOXの方で出てくるのが、
1:18:16	気密性の維持というのが当然確保しなきゃいけない、維持機能としてありますという宣言は、第1回入れさしていただきます。だからこれは構造強度を確保することと換気設備の性能が相まって気密性気圧を確保すると。
1:18:30	ということで必要な気密性を確保するんだという設計方針をまず第1回で示させていただいて、当該衛生会議の時にこの線を書いてますけど、緊

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	対所気密性の維持に関する設計方針については緊対所の申請時に詳細を説明するというので、このグループしたもの。
1:18:47	方針を追加で、
1:18:49	MOXでいきますと4階になりますけどもその時に示させていただくという展開を考えておりました。以上です。
1:18:56	はい規制庁ハバサキですわかりました具体的にはそれが31ページの323の2段目のパラグラフというふうに今理解したんですけども、その場合2、
1:19:06	耐震駅のせん断ひずみは男性に納めるんですか、何か普通ですと、2000マイクロにして、2000マイクロの上で必要換気量を算出するようなのが普通だと思うんですけども、男性に納めるんですかこれは。
1:19:23	はい。日本原燃石田でございます。現状考えてますのはまず目標としては男性ということで設定をしてますただしこれ気密性の維持についてはここで書いてある通り換気設備の性能と相まってということですので、
1:19:35	その結果をもとに換気設備の性能とのリンク気密性が確保できるかどうかを確認するというステップで考えておりました。以上です。
1:19:44	規律畑ですわかりましたそういう設計を、考え方でしたらわかりましたちょっと概ね弾性っていうのは過剰かなと思ったんですけども今のような考えでおられるということで理解しました。
1:19:55	以上です。
1:19:57	規制庁コサクです結局あれですかね、弾性範囲を超えると変形が生じ、
1:20:06	リークレートが変わってくるので、変わってくる程度については、別途、
1:20:13	検討しないといけないから、
1:20:15	耐震計算だけでクライテリアを決めることができないと、そういうことですかね。
1:20:20	はい。日本原燃志田でございます先ほど説明したのはそういう考え方でございます。以上です。
1:20:26	はい。規制庁コサクですそれでいうと先ほどの0002の方の資料でも相まってということになってるので、これも
1:20:36	構造強度を確保するだけでなくプラスアルファがあるといううちの一つということと理解をしました。で、
1:20:48	弾性を超えた範囲の時にわあ、それはあれですかね、耐震計算上どれぐらゐの変形があり得るか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:57	隙間の増加があり得るか。
1:21:00	ということを見積もられて、それでのリーク例というのは影響みたいなことを検討されるって思えばいいんでしょうか。
1:21:15	コサクですねプラスで話をすると、結局はインディク試験とかをやるんだと思うんですけど、耐震の影響を受けた後のリーク率試験なんかできないので、
1:21:26	その点をどう埋めるんだっていう古藤の確認です。
1:21:37	やっぱり、米田オオハシです労働法でやられてる内容としましては2000マイクロGの才能金のひび割れ様の方から漏えい率を算定してあげてその差異による漏えい率と、あとは換気風量との計算の方を実施してあげてそれで、
1:21:52	環境が足りているのかといったところを計算してるというふうに行くというふうに認識してございます。
1:21:58	はい。規制庁コサクです。その意味では、2000マイクロは超えないようにするっていうのは確保するんですね。
1:22:05	はい。日本原燃の富樫でございます。おっしゃられる通りでございますはい。
1:22:11	はい、わかりました。
1:22:13	規制庁浜崎ですけども、ちょっとこれ細かい話になるんですけども、例えば床のように、短期に収めるならば、もうリークないものという形で、するんですけども、
1:22:25	あと、通常やってるのは先ほど泊さん言われたように、ひずみレベル、応答のレベルにかかわらず、2000マイクロとして、そのときのひずみ、数量に対しての換気設備の設計をしているっていうのが従来の考え方だと思います。
1:22:42	それだから、考え方としては、2000マイクロを一つの基本とするというのは、通常の考え方なんですけど、今回、概ね弾性状態っていう、
1:22:54	き考え方ですと、
1:22:57	先ほど古作調査官話したように概ね弾性ですと、ある、その本当にひび割れ量だとか、換気量必要換気量っていうのを計算するんですかこれ。
1:23:10	応答に応じて、
1:23:46	しばらくお待ちください。
1:24:31	はい、与儀西田でございます。すいません浜崎さんの兼任されてる部分ともうちょっと我々も、電力の実績も踏まえて聞いた上で、まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:42	提案されているところを教えてください。上で、我々の設計方針として今後、次回で示す時に気をつけなきゃいけないところ書き方としても工夫をしなきゃいけないところってところに、
1:24:55	すべきかなと思いますので、
1:24:58	私の懸念されてるような事項をちょっと教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。
1:25:05	規制庁ハバサキです
1:25:08	この 323 のですね 31 ページの記載の気密性に関して、今、耐震駅は概ね弾性状態っていうのが、従来のやり方ならば 2000 マイクロなのに、なぜ概ね弾性っていう手前のレベルでおさめようとする。
1:25:24	する必要あるのかなというところです。で、実際、いす一層もリークさせないっていうならば、概ね弾性ではなくて、短期許容力度に収めるっていうのが、床でやってるやり方なんで、
1:25:37	それと同じにするっていうのは、説明はわかるんですけども、
1:25:40	概ね弾性状態を気密性の維持のクライテリアにするっていう、
1:25:46	その趣旨がわかりません。うん。
1:25:53	これ知ってご懸念形は理解しまして経営委員会としてどうこう設定するかっていうところ、先ほど黒田からも説明しましたと今の耐震建物 30 の本文もですね、
1:26:06	この間いただいたご指摘を反映できてない部分もありますので、そこも含めた上で、修正する際には、今真崎さん言われたことも念頭に、社内で議論をして、適切な教育委員会なり背目標設定内容、
1:26:22	シミズという形で反映させていただければと思います。以上です。
1:26:27	はい。規制庁浜崎です。ちょっと検討の方お願いします。以上です。
1:26:40	はい。それでは、私の建物 30 に関係するところでその他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:26:51	規制庁コサクです。すいません、たびたび同じ質問で申し訳ないんですけどこの資料の関係で、地下水排水設備とか話題にあったような気がしたんですけど。
1:27:03	基本は、あれですかね、ここと別で、
1:27:07	先ほどの
1:27:10	本文書かれたところとかを踏まえて、展開してくっていう感じに整理されたってことなんでしたっけ。ちょっとすいません。
1:27:17	全体像が把握しきれなくて申し訳ないんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:26	はい日本原燃車でございます。
1:27:31	すいません私もいろんな資料をやりながら記憶がぶっ飛んでるところもあるかもしれませんがこれ自体は
1:27:39	セガワの機能維持の方針のところを書いてある機能が、
1:27:44	ちゃんと網羅的に書かれているのかというところからスタートして、安全機能って何規定とか展開をして漏れなく、機能維持の方に行って書けるようにということで整理をしたと思ってますんでもう1回
1:27:59	地下水のあれ新建物 13、
1:28:05	13
1:28:09	企業時地下水排水設備としての機能をどうやって維持するかというところつつ、DGに対して確保するんだ、もしくは電力をするんだって整備があって、
1:28:19	そちら等のクリックも含めて、
1:28:23	あとはもう、
1:28:24	地下水排水設備の位置付けがっていうのが生井から00シリーズで移動になっていて、仕様表との関係ということで、まあね、いろいろ相まって0°Cの先ほどご説明した地下水排水設備に記載をさせていただいたということだったと記憶をしておりますので、
1:28:42	スタートは、館野13だったかなというすいません、記憶でございました以上です。
1:28:51	はい。規制庁コサクです。わかりました。
1:28:58	はい。
1:29:00	耐震+今の館野耐震建物13の方は、
1:29:07	今後見直される予定とかはあるんですか。
1:29:12	乳井西田でございます。前回、ちょっといつかは確認しますがヒアリングさせていただいてその時にやりとりをして、こちらから計上させていただいたやつで、
1:29:23	特にイーピーエスのところ、地下水排水設備ということで刀剣議論で、耐震建物を13D1S sに対して機能維持をするという部分があってその通りかと言ってないっていうやりとりも、
1:29:38	させていただいて0シリーズ化をこの見直しに行っているというステージが現状でございますそういう意味で先ほど地下水排水設備のところでご説明した、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:49	S s に対する考慮ということに加えて 1.2 セガワ今回別紙 4 度、同じ古川別紙の 4 の人だった方に、D S s における地下水排水設備の機能維持のところを、
1:30:04	そして、それぞれ言うということが薄い平仄をとれるようにということで展開をさせていただいたというのが、現在のステータスでございます。
1:30:15	はい。規制庁国分です。そうすると、そういう上流から再整理を進めていって、
1:30:23	整理が進んだところで、それに即したものにまた耐震建物 13 を直していただくということをする、先ほど、
1:30:34	確認させていただいた添付の中でどう説明するのかと。
1:30:38	いうところの整理がありつつ、トータルとしては耐震建物 13 で見ることができる。
1:30:45	いうふうになると思えばいいですかね。
1:30:48	はい、日本ギリシャでございます。はい。おっしゃっていただいている通りかと思えますそういう点では修正をする必要があると思えます確かにいろいろ建物耐震系は
1:31:00	府川確かにスタートして、00 シリーズが出てそのコラムのやりとりを相互にした上で、最終的に 0 の形を作ったところを再度フィードバックをして、
1:31:10	個別の不足を直すというやりとりが必要になると思えますので、先ほど耐震でも 30 もそうですし、耐震建物 13 もフィードバックをして、
1:31:21	政権としての担保事項であったり何の補足なのかということがわかるようにという展開をさせていただければと思います。以上です。
1:31:30	はい規制直速ですよろしく申し上げます。今それで耐震建物 13 をちょっと開いてみたんですけど、やはりそう改めて見てみると、
1:31:42	この時にも確か
1:31:45	藤。
1:31:47	ピッ、何シャフトでしたっけ、とかのところは
1:31:53	耐震性を持たせなくてもうふたがしてあるんで大丈夫ですとかっていう説明があったりして、それを本当に大丈夫っていえるんですかどう担保するんですかみたいな話もあったと思うんですね。
1:32:05	そのあたり、説明性を上げていただき、それをどの程度第 3 回なんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:14	申請書の中で書いていただく必要があるかと。
1:32:19	というようなことも検討を深めなきゃいけないところかなと思いますので
1:32:25	引き続き対応いただければと思います。以上です。
1:32:28	はい、乳井西田でございます。はい。承知いたしました。私が検討して、フィードバックかけられるようにさせていただきたいと思います。以上です。
1:32:43	規制庁竹田ですその他規制庁から確認ございますでしょうか。
1:32:49	よろしければ日本原燃の方から修正更新について説明をお願いします。
1:33:00	はい。西原でございます。耐震館野さんにつきましてまず根本的に表紙に書いてあります通り、本文をあと最初の表もですね、
1:33:10	直してない部分が多くありますので、現状の地震像に、と風会計本文添付の展開事項というの踏まえた上で、
1:33:22	今作ってる表現との関係も踏まえた上で資料全般見直しをして整理をして、お出しをしたいと思います。提出のスケジュールにつきましてちょっと最初にも相談をしながら、
1:33:35	私が最初で相談しながらっておかしな話に社内で相談しながらスケジュールに落とさせていただければと思います以上です。
1:33:47	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
1:33:50	その説明につきましてコメントはございますでしょうか。
1:33:59	よろしいでしょうか。
1:34:01	それでは、最後ですね 14-00-02 についての 2 に進みます。
1:34:09	110002 について規制庁側から確認あればお願いします。
1:34:17	はい。規制庁濱崎です。別紙の 1 で、
1:34:23	59 ページ。
1:34:27	になります。
1:34:32	と、
1:34:35	申請書基本方針のところの真ん中ぐらいのところですねポチのところ、
1:34:41	今回、青字になってますけれども、括弧の中、以下、起因として考慮する設備というとありますけれども、ちょっとまたこの
1:34:51	こちらからの指摘でこの文章を追加されてると思うんですけど、この起因として考慮する設備とした考え方について事業者の考え方について説明してください。
1:35:06	はい。日本エリアでございます。まず、前もってお話をさせていただきますけれども力を考えようとして、センスがなかったのは十分、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:16	自分で理解をしております。議員として考慮する設備とすると、事故の起因として考える設備みたいに見えるんですけど、えっと言いたい事としては、起因となる事象の選定において、それをプロし、
1:35:31	事項として考慮しないとされた設備というのがもともと言いたかったことで、これは言葉足らずでは十分理解をしておりますので略語の使い方についてはもう一度再考したいと思います以上です。
1:35:46	規制庁浜あ、ごめんなさい。規制庁浜崎です今まさに石田さん言われたように、その事故発生防止をする設備とかいう趣旨だと思いますので、
1:35:56	ちょっと田子の方、検討の方をしてください。
1:36:01	はい。乾志田でございます。はい。承知いたしました。すみません。
1:36:09	規制庁浜崎です別紙1に関しては以上です。
1:36:21	規制庁武田です。別紙1その他、確認事項ございますでしょうか。
1:36:33	よろしいでしょうか。
1:36:36	1点だけでしたので、別紙1については、振り返りは不要かなと思っております。
1:36:44	設立以降については、規制庁側から確認ありましたらお願いします。
1:36:51	はい。規制庁浜崎です。
1:36:55	今回いろいろ資料も追加されてるんでわかりやすかったんですけどもちょっとあと記載のですねちょっと適正化といいますか確認したいと思います。
1:37:04	別紙の4、4-2かな、312ページ。
1:37:11	もう最後の4、4行目、4行の параグラフ、三、四、一番最後の параグラフのところですので、燃料加工建屋における、
1:37:24	スペクトルと時刻歴明を示すって書いてあるんですけども、それで、次の藤スペクトルの図とか、一番下にですね、
1:37:34	燃料加工建屋ってそれぞれ書かれてるんですけども、これ、
1:37:39	各施設、
1:37:41	の方でというか、
1:37:45	このスペクトル自体、あと、その地震発自体がですね、これ、1.2S sの保有補正をする前の、
1:37:56	派遣自体が、派遣と多分スペクトルもなんですけども、示されているわけで、
1:38:02	何であえてその燃料加工建屋におけるというような表現にされているのか、ちょっとそのイトウを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:10	説明してください。
1:38:23	日本原燃のオガセでございます。この後について図は多分解放基盤での S s を 1.2 倍した地震力をスペクトルと時刻歴が書いているはずなので、
1:38:36	おっしゃる通り、特に燃料加工建屋におけるという言葉は不要でございます。ちょっとここは修正させていただきたいと思います。
1:38:44	はい。規制庁浜崎です。
1:38:47	図
1:38:48	なんかでも、あえて各回追加されてるんでないか理由があるのかと思ったんですが、特にないようですので、必要ないかなというふうに思いました。あと間違いじゃないんですけども、
1:39:02	まあ、あの日不要かなというふうに思ってし、確認しました。
1:39:07	それから、次に行きます。
1:39:11	これをまさにあの二つ流して数 340 ページ、
1:39:16	上の表の注記の、
1:39:19	*2 番、これ昔からなんですけども、自重が大きい施設を除く、これ改行が変なところに入ってますというところ。
1:39:30	それから、同じ、これは市民の問題かもしれませんが 340 ページの下の方の、
1:39:37	注記のまた以降の話なんですけど、これもまた以降はこれ風の話になるので、ここは涵養された方がいいのかなというふうに思いますが、
1:39:46	事業者の方はいかがでしょうか。
1:39:50	仮に上野タニグチです。その 340 ページの二つの会議も失礼いたしました。下の方も、説明の内容としてはそこで切り替えるのかなというので対応させていただきたいと思います。
1:40:01	申し訳ないです、ちょっとご指摘ありがとうございました。
1:40:04	はい既設浜崎です。あとですねこれ最後なんですけども、最後の最終ページ 348 ページなんですけれども、
1:40:13	6.6 J A と今度、文章を処分されてます下から 4 行目からのところですが、
1:40:23	これ、こちらからの指示でこういう文書を作られたと思うんですけども、その指示機能において、下から行目ですね支持機能に支持構造において原則として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:36	うん、埋込金物を用いることとして、父ちゃん他を使用する場合には云々と書いてありますけれども、
1:40:43	ここであまりこういう具体的な記載っていうのは不要ではないかと、いうふうに思います。こちらからの指摘もある程度あったんですけどもですね、ここはある程度、
1:40:54	方針ですので、
1:41:00	例えばその踏まえ以降は削除して、基準地震動、下から3行目ですね、基準地震動S sを1.2倍した地震力による、
1:41:12	これ多分誤字だと思います。C支持部ですかね、支持部の支持部ですすみません。
1:41:19	変形等の影響を評価して、適切に設計すると。
1:41:24	というのが、この指示方針としては適切かなというふうに考えますので、事業者いかがでしょうか。
1:41:32	1回日本原燃谷口です承知いたしましたきちんと信頼性の高い地域構造を採用しますというような主旨の内容として記載するという事で理解いたしましたそのように修正をさせていただきます。
1:41:44	はい、規制庁、すいません。規制庁細田です。ちょっと念のため確認なんですけど、まず今、ハバサキさんの言われた修正だと、
1:41:56	埋込金物についても、1.2S sを踏まえた時の閉経影響とかも評価、簡易評価かもしれませんけど、な考慮をして、
1:42:08	ちゃんと支持力が確保されるようにしますよということも含まれると思うんですけど。
1:42:14	その理解でいいですよ。私はそうであるべきと思ってはいるんですけど。
1:42:19	現在その理解でいいですか。日本原燃の谷口です。今回回程お話をさせていただいたのをまず一旦実際建物としてどうこうどういう挙動になるのかということを確認した上で、その影響を踏まえた上でもきちんと指示できるかと。
1:42:34	いうことを確認して設計をするということだと思いますので、埋込金物だから黙って何でもいいというのではなくてきちんと、そういったことも、やはり周りの状況ですね、壁としての周りの状況をちゃんと確認して設置をするというそういう設計になろうかと思います。
1:42:50	はい。規制庁コサクですよろしく申し上げますその上で、後打ちアンカーの話なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:59	D Bの範疇でも後打ちアンカーの設計方針みたいなのはあったと思うんですが、
1:43:05	そのあたり、
1:43:06	との関係だとどうなるんですかね。
1:43:10	仮に本件タニグチです。この答弁の部分の文章の上の方ですね一行目2行目あたりにあるのがこれD Bでどういう構造で支持させますかと。
1:43:21	いう説明をさせていただく内容です。この中に、あとうちなんかもこういった構造でつけますというのがございます。その説明を踏まえた上で、1.2で使う時に、実際の支持する部分の、
1:43:35	変位なんかも考慮した上でそれがもちろん使えるのであれば、それを適用して使いますと。
1:43:40	そういったものではなくてちょっと信頼性を上げる必要がありますということであればそれを考慮してきちんと設計をするということを考えておりました。
1:43:50	どうぞデービーからの延長にはなりますが全くそのまま、やれるものの評価の上であるでしょうけど、きちんと必要に応じて、信頼性を上げる対応するということなのかなというふうに思っています。
1:44:04	はい。規制庁コサクです。わかりました。そうするとD Bの方で全体的な種々構造物の設置方針なんかは書いてあるので、この部分はプラスアルファの考慮ということで、
1:44:18	原則メカ名で全体として1.2での復旧から閉止力を確保されるかというのを確認していきます。
1:44:25	ということでここにアボちゃんかを書く必要はないということで理解をしました。以上です。
1:44:34	きちんとに植野タニグチです。支持構造として全体きちんと信頼性をちゃんと確認して設置しますということなので、特にその埋込だ、あとうちだっていうことではないので、原則として、
1:44:48	埋め込みにしましょうねっていうそういうことで煤記載をさせていただくって、そんな趣旨で、
1:44:54	理解いたしました。ありがとうございます。
1:44:57	はい。規制庁浜崎です私の方も原則として中根のところは木本仁木で、田内あんだのところは削除ということで、最終的には、建物を次、状態に応じて適切に設計すると。
1:45:10	いう趣旨で修文いただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:13	私からは以上です。
1:45:17	日本原燃谷口です 1 点だけ実際の設備の状況としてなんですけれども、これは新設材料が既設であろうが、必要に応じてあと着を設置するというような発生をするというのはもうこれはしょうがないことかなと。
1:45:32	思っていますので、ちゃんとそういったことをやる時には、ちゃんと評価するという前提だというふうに思っています。その上で、実際支持構造として書いてあるのDの、
1:45:43	説明書の中で書いてある埋込金物っていうのがあって、それを原則として扱いますねっていうそういった趣旨で説明するという、そういうことだというふうに考えております。
1:45:56	はい規制庁浜崎です今後ご説明私も理解しました。
1:46:05	峯タニグチです承知いたしました。ありがとうございます。
1:46:10	規制庁コサクです。その前のページの 147 ページ、あ、すいません 347 ページ。
1:46:20	今日、くどくて申しわけないですけど地下性排水設備のことが書いてあって、
1:46:25	ここです、青字の 5 行目のところ 2 青書きの中になお書きありますけど、
1:46:35	排水ポンプの機能が期待できないためと書いてあるんですが、これは機能期待。
1:46:45	しない設計をするっちゃうことなんですか。
1:46:49	何かせ。
1:46:51	経営方針の説明として非常に違和感がある表現なんですけど、どういう状況なんでしょうか。
1:46:58	はい。日本原燃谷口です。設備の状況をご説明します地下水排水設備をあらかじめ付けるものにつきましては、地下水を吸い上げるのシャフトのところは、
1:47:09	一定の S s にもきちんと耐えられるような設備の設計をしますが、そこに設置増をするポンプと、それを駆動するための電源は 1.0 の設計にすることを考えております。
1:47:22	ですので今回ここで書いているのはその 1.2 S s の時にどうするか、なんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:27	1 点目そう言った時にはそういった常設の側のポンプでは、排水が期待できないというふうに思っていますので、それを後から可搬式のポンプを持ってきて吸い上げるってそういう趣旨で書かせていただきました。
1:47:43	規制直ですがそのテインの考えを整理してもらうのが大事で一体できないためとかって言われるような感じじゃないかなと思うんですよ。
1:47:56	それって藤さ、最初の方にも話した通り、これは重大事故と対処設備であるわけではないので、
1:48:09	D B の範疇で言えば安重じゃないと、安全機能を有する施設であって、大体そっちも共用
1:48:18	外部衝撃の関係からは許容すると。
1:48:21	いう大枠の設計方針だと、いうことからすれば、これ外部主、地震も含めた外部衝撃を受けた場合に機能喪失したらこういう対応をとりますよと。
1:48:32	対応取れるように準備しますよということを説明されていればいいということだと思うので、表現ぶりはそういうところと合わせていただいた方がいいかなというふうに思います。
1:48:47	はい。日本原燃谷口です承知いたしましたそのつけてる分布が全く期待できないっていう、いうこの文章だけだと、そういう表現になっていて1月の気持ちは言い訳すると、その3-1-1-9で、
1:49:00	言っている通常の耐震側でこういう設備つけますというのがあるんですけど、1.2の時はこれと違いますよねってというのが記載をしたかったところですよ。そういった意味も含めて、実際にすぐ、
1:49:12	D B の設計としてつけているものが、こういったものなんで、実際それが使えなくなることも想定をして、必要な対応をしておきますっていうそういう趣旨で記載を、
1:49:22	直させていただければと思いました。
1:49:25	はい。それで、
1:49:32	これは、
1:49:36	等あれでしたっけ耐震計算書の1.2の範疇に入る場所なんでしたっけ。
1:49:46	やっぱり日本0タニグチです。この全体のところはですね、この資料でいうと6章になるんですけども、
1:49:54	6章は通常の耐震設計で考えているところのうち、この上流までで1.2 S s でご説明した内容から、はみ出ているものについて、ちゃんとその3の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:08	うちの1で考えている内容は、きちんと同じように手当をしますよというのを記載をすることでと思っていました。実際この構造計画の内容は、
1:50:20	それを踏まえて1.2の時にも対応できるようにしますねということは来 ご説明をする、ハンチの中には入っていると思うんですけども、実際 この
1:50:31	運用するその設備については、今回資機材として合意をするということ で考えておりましたので、それが
1:50:39	をですね計算書に出てくるっていう、そういったものではないのかなっ ていうふうに思っておりました。
1:50:45	すいません規制庁コサクです。何かっていうとですね、
1:50:51	何で資機材でいいんだとかっていう説明が先ほどの話をすると、
1:50:58	大分わかってくるとは思うんですけど、
1:51:01	ちょっと足りなくて、結局はその1.2整数を受けたとしても、
1:51:09	すぐに地下水が上昇していくわけじゃないし、適時の対応でいいんだっ ていうことだったと思うんですけど、その辺りとかは説明されてます か。
1:51:22	はい。日本原燃谷口です。先ほどのお話でここ、そういったことを、何 も書かずに、ポンプの機能が期待できないためっていう、それに集約を させてしまったので、
1:51:34	そういったことになっているのかなと思います。ここの記載をきちんと それって、
1:51:39	した上で今コサクさんさっきおっしゃっていただいたような、この設備 のDB上の位置付けがこういうふうになっているんで、きちんと対応と して用意しておきますよ。
1:51:49	ていうそういったことを説明で追加するようにさせていただければとい うふうに思いました。
1:51:55	はい。はい。規制庁、宗ですよろしく申し上げますそれで、あとは資機 材の配備の関係では、保安規定の方にも行ったりということになります けど、
1:52:12	これも拾い漏れのないようにというところで、注意をしていただきたく て、
1:52:19	どの程度配慮が必要なのかちょっと私見、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:24	これ見てきてるわけではないんですけどちょっと不安なのでその辺も押さえておいていただければと思います。
1:52:33	有井植野タニグチです。ご指摘ありがとうございます。きちんとこれ管理して、
1:52:38	必要数を確保するというをきちんと対応しないといけない設備には含まれると思いますので、そういったことをきちんと考えた上で用意をしていきたいと思います。ありがとうございます。
1:52:59	規制庁竹田ですその他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:53:07	よろしければ、本件から修正方針の説明をお願いします。
1:53:13	はい、日本老年タニグチです。今回、まず本文の方でありました、起因として考慮する設備のまとめ方が、
1:53:24	これちょっと、いうことだったのであればもうちょっと括弧以上で終わりたいと思います。あと別紙の2のところできたところで今の地下水排水設備のところは、
1:53:34	きちんと設備の位置付けを記載した上で、こういった理由で、資機材で用意してあるんだと。
1:53:39	いうことをきちんと表現をすると、いうこととあと最後の支持機能のところについては、埋込金物を使うことで使うことかどうか、信頼性を確保するというので原則として埋込金物にしますよと。
1:53:52	というような趣旨で記載をさせていただくということで修正をさせていただきたいと思います。
1:54:02	規制庁竹田です。ありがとうございます。今の説明についてコメントございますでしょうか。
1:54:12	はい。よろしいでしょうか。
1:54:14	それでは予定していた資料での事実確認は以上となります。全体通して何か規制庁側からありますでしょうか。
1:54:26	すいません日本原燃富樫でございますが、先ほど別紙1の時にですね基準地震動S s以外の組み合わせといったところで、こちらの方の記載としましてはS Dのみの記載をさせていただきますというようなお話をさせていただいたんですけども、
1:54:43	別のちょっと資料とかを拝見するとですねB Cクラスの時にも動的地震力というような部分で記載がございまして、この部分を考えますとやはり先ほど私、建物を意識し過ぎていて、2分の1S Dといったところは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:57	不要というような発言をさせていただいたところでございますけども、やはりこの部分を考えますとその2分の1SDも意識した記載というところでございますので、ですのでこちらの方の記載といたしましては現状の基準地震動Ss以外という形のところで、
1:55:09	SAの2分の1SDが含まれたような形の記載といったところで現状の記載をさせていただきたいというふうに思います。先ほど私がちょっと誤った説明をしまして申し訳ございませんでした。以上でございます。
1:55:23	はい規制庁浜崎ですちゃんと根拠があるんでしたら今の記載で問題ないと思います。
1:55:29	以上です。
1:55:34	はい、どうぞよろしく申し上げます。
1:55:37	規制庁浜崎です。ちょっと今の橋井からは離れてしまうんですが、ちょっと、
1:55:43	先ほど地震0002の時に急いでたんですけども耐震計算書別紙4-15の耐震計算書、これ前回のヒアリングの時に、
1:55:55	社長側からですね、今回、MOX建屋2個申請対象ということで、変更箇所についての
1:56:05	この耐震計算書の中の中でも、一応わかる形でということでコメントしたかと思います。
1:56:15	で、今図面ですと、
1:56:18	これに関してはそういう表記になってるんですけど、それ以外に、その変更箇所として表記されてたところっていうのは見当たらないんですけども、ちょっとその考え方について説明してください。
1:56:39	はい。いろいろ飛ばしてございます。今回、私もそちらの方の記載の変更といたしましては耐震計算に関しましては、基本的に新規基準の考え方にのっとって今回すべてバックフィットという形の方で見直したといったところが、
1:56:53	考え方としてございましたので、耐震計算に関しましてはそちらの方の呼び込みの方をさせていただいております。ただしその結果といたしまして、受電リスト関係につきましては従来の
1:57:04	耐震計算のものから、計算結果としての断面リストに関しましては変更が生じている部分がございますのでその部分の読み出しとして、天然の頭のところに金からの変更箇所を示すというような形の方で、
1:57:17	修正の箇所のところを記載させていただいたというような形の方で今回修正をさせていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:24	規制庁浜崎です。ということに申請対象という形ではこの図面リストの変更箇所を、
1:57:33	参照すればいいということで、
1:57:36	理解しておけばいい、いいわけですね。
1:57:40	はい。今村土橋でございますこちらの方の認識で今回、修正の方さしていただきました。
1:57:46	はい。規制庁浜崎です。耐震計算書の中でということで、はい、理解しました。
1:57:52	私の方からは以上です。
1:58:00	はい、規制庁タケダですねその他規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:58:09	よろしいでしょうか。
1:58:11	ちなみに今日お伝えした補正に関わるであろうような、
1:58:16	申請書の本文や添付に関わるような内容というのは、もう反映。
1:58:21	切るということでしょうか、明後日の補正までに。
1:58:24	はい、日本イシハラでございますが、すべてを反映させていただきます。
1:58:30	はい。規制庁竹田です。わかりました。お願いします。
1:58:34	日本原燃の方から何かございますでしょうか。
1:58:38	はい。日本原燃特にはございません。
1:58:42	はい。規制庁武田です。わかりました。それでは本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。
1:58:49	ありがとうございました。
1:58:51	お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。